Ｋ５７１　肺静脈還流異常症手術
　１　部分肺静脈還流異常　50,970点
　２　総肺静脈還流異常
　イ　心臓型　109,310点
　ロ　その他のもの　129,310点
Ｋ５７２　肺静脈形成術　58,930点
Ｋ５７３　心房中隔欠損作成術
　１　経皮的心房中隔欠損作成術（ラシュキンド法）　11,660点
　２　心房中隔欠損作成術　33,540点
　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ５７４　心房中隔欠損閉鎖術
　１　単独のもの　39,130点
　２　肺動脈弁狭窄を合併するもの　45,130点
Ｋ５７４－２　経皮的心房中隔欠損閉鎖術　31,850点
　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ５７５　三心房心手術　68,940点
Ｋ５７６　心室中隔欠損閉鎖術
　１　単独のもの　52,320点
　２　肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの　65,830点
　３　大動脈弁形成を伴うもの　66,060点
　４　右室流出路形成を伴うもの　71,570点
Ｋ５７７　バルサルバ洞動脈瘤手術
　１　単独のもの　71,570点
　２　大動脈閉鎖不全症手術を伴うもの　85,880点
Ｋ５７８　右室二腔症手術　80,490点
Ｋ５７９　不完全型房室中隔欠損症手術
　１　心房中隔欠損パッチ閉鎖術（単独のもの）　60,330点
　２　心房中隔欠損パッチ閉鎖術及び弁形成術を伴うもの　66,060点
Ｋ５７９－２　完全型房室中隔欠損症手術
　１　心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術を伴うもの　107,350点
　２　ファロー四徴症手術を伴うもの　192,920点
Ｋ５８０　ファロー四徴症手術
　１　右室流出路形成術を伴うもの　71,000点
　２　末梢肺動脈形成術を伴うもの　94,060点
Ｋ５８１　肺動脈閉鎖症手術
　１　単独のもの　100,200点
　２　ラステリ手術を伴うもの　173,620点
　３　巨大側副血管術を伴うもの　231,500点
　注　２については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。
Ｋ５８２　両大血管右室起始症手術
　１　単独のもの　85,880点
　２　右室流出路形成を伴うもの　128,820点
　３　心室中隔欠損閉鎖術及び大血管血流転換を伴うもの（タウシッヒ・ビング奇形手術）　192,920点
Ｋ５８３　大血管転位症手術
　１　心房内血流転換手術（マスタード・セニング手術）　114,510点
　２　大血管血流転換術（ジャテーン手術）　144,690点
　３　心室中隔欠損閉鎖術を伴うもの　173,620点
　４　ラステリ手術を伴うもの　154,330点
　注　４については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。
Ｋ５８４　修正大血管転位症手術
　１　心室中隔欠損パッチ閉鎖術　85,790点
　２　根治手術（ダブルスイッチ手術）　201,630点
　注　２については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。
Ｋ５８５　総動脈幹症手術　143,860点
Ｋ５８６　単心室症又は三尖弁閉鎖症手術
　１　両方向性グレン手術　71,570点
　２　フォンタン手術　85,880点
　３　心室中隔造成術　181,350点
　注　２については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。
Ｋ５８７　左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）　179,310点
Ｋ５８８　冠動静脈瘻開胸的遮断術　53,240点
Ｋ５８９　冠動脈起始異常症手術　85,880点
Ｋ５９０　心室憩室切除術　76,710点
Ｋ５９１　心臓脱手術　113,400点
Ｋ５９２　肺動脈塞栓除去術　48,880点
Ｋ５９２－２　肺動脈血栓内膜摘除術　135,040点
Ｋ５９３　肺静脈血栓除去術　39,270点
Ｋ５９４　不整脈手術
　１　副伝導路切断術　89,250点
　２　心室頻拍症手術　147,890点
　３　メイズ手術　98,640点
Ｋ５９５　経皮的カテーテル心筋焼灼術
　１　心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの　40,760点
　２　その他のもの　34,370点
　注１　三次元カラーマッピング下で行った場合には、三次元カラーマッピング加算として、17,000点を所定点数に加算する。
　２　磁気ナビゲーション法により行った場合は、磁気ナビゲーション加算として、5,000点を所定点数に加算する。
　３　手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。
Ｋ５９５－２　経皮的中隔心筋焼灼術　24,390点
　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。